

漁業経済学会 短 信

第33回 大会シンポジウム

「200海里体制下の漁業再編 — 北大平洋 域を中心にして — 」について

シンポジウム・コーディネイター

長谷川 彰

大会シンポジウムで海洋法関連の問題を取り上げるのは、これが2度目である。前回は、1974年、第21回大会において「転換期における日本漁業 — 海洋法をめぐって — 」というテーマで、次の5つの報告をもとに討論が行われた。浅野長光「管轄権拡大と日本漁業の諸問題」、長崎福三「海洋法と資源利用」、平沢豊「海洋法と漁業問題」、岩切成郎「漁業海外

進出と発展途上国の立場」、久宗高「日本の漁業・世界の漁業 — 今後の漁業のあり方をさぐる — 」である。

1974年と言えば、カラカスでの第3次海洋法会議・第2会期で、海の資源に対する管轄権を200海里に拡大することが、世界の大勢として事実上認められた年である。シンポジウムの論点としても、そうした海洋法会議の性格と意義をどう捉えるかが、当然、第一の問題となった。そして、総合討論での集約としては、「戦前から戦後にわたって強化された先進資本主義国の帝国主義的海洋支配に対する発展途上国の対抗、それら諸国の経済自立化の動きを背景とするいわゆる第三世界の勃興と先進国との間の矛盾の拡大、この“北”と“南”の対抗運動を基軸として、海洋秩序の再編成が海洋資源の再分割を内容として進められようとしており、海洋法会議はこの世界の流れの中で位置づける必要がある」というまとめがあったと記録されている(『漁業経済研究』21巻1号、50ページ)。

目 次

「200海里体制下の漁業再編 — 北大平洋域にして — 」について	1
事務局報向	3
在京理事会報告(60年10月14日) ...	3
在京理事会(60年12月10日)	4
第33回大会の一般報告の募集	4
長谷川彰氏(本学会理事)が日本農学賞・読売農学賞を受賞	4
日本学術会議より	4

この認識は、10年間の海洋法会議の経過に照してみても、基本的に正しかったと言えるであろう。1974年のカラカス会議で200海里制提案に終始反対し、「唯一の例外国」とやゆされた漁業大国・日本の孤立や、1982年に130対4の圧倒的多数国の賛成を得て採択された海洋法条約草案に対し、深海海底鉱物資源の独占開発に固執して反対票を投じた米国の孤立などに、その流れの激しさを見る。

ただしここで、次のことが付言されねばならないであろう。すなわち、我々が特に取り組もうとしている漁業の資源問題においては、上記の“南北”の対抗関係を基軸とする動きと同時に、“北”の中の先進国間における遠洋漁業国対沿岸国の対抗運動というもう一つの基軸が、大きな比重をもって存在するという点である。

FAO資料に基づく推定によれば、1974年に他国の沖合水域に出漁してあげた漁獲量合計16,359千トン（同年における世界総漁獲量の25%）のうち、(A)先進国が他の先進国沖合で漁獲した数量は69%、(B)先進国が途上国沖合で漁獲した数量は27%、そして(C)途上国が他の途上国沖合で漁獲した数量は4%、という構成比率が200海里体制に入る直前の国際的状況であった。Aタイプすなわち“北北”型の対抗関係が、漁業の場合、南北間の問題に連動して浮上する素地は十分あったわけである。

そしてこの場合、「同じ資源と言っても、鉱物資源等と漁業資源とでは、経済循環における位置も違うし、所有関係でも性格を異にする」（21回大会シンポジウムでの志村賢男氏の指摘。上載書、50ページ）ということが、事態の進展を速めた点を見落してはなるまい。米国は早々に「漁業保存管理法」を国内法として成立させ、他の海洋法関連問題から切り離なして、200海里の漁業資源の囲い込みを強行、それが各国に波及して、海洋法条約の締結を見るまでもなく1977年から事実上、世界が新しい漁場秩序の時代に入ったこと、周知のとおりである。

それから10年、世界の漁業は200海里体

制の下での再編を迫られ、一定の変容を遂げつつある。まだ、新秩序の“落ち着いた姿”が現れるところまでは行っていないが、これまでの推移をたどることによって、問題の所在やこれからの見通しをかなり具体的に検討できる段階になったと思われる。

学会としてもそうした状況を踏まえて、シンポジウムのテーマに200海里問題を取り上げることになったわけであるが、今回は対象を北太平洋域に特定することにした。先述のごとく、200海里問題総体の基底は南北間の対抗運動にあるとは言え、その中の漁業問題の現段階の焦点、特に日本にとってのそれは、対米、対ソの先進国間の資源利用関係にあるからである。

対ソ関係については、これまでいわゆる「等量主義」による資源利用方式が採用されてきた。「等量」とは言っても、日本の漁獲実績を加味して若干の量差をもった状態から、その差が次第に消去されて行く過程があり、それが更に、操業条件をも含めた実質的「等量」をソ連が日本に求める今日の段階へと進んでいるが、魚種に対する社会的評価の差異を条件に、資源を交換し合うこの「等量主義」的方式は、相互に大量の資源を自国の200海里水域に持つ両国の場合、一時的な曲折はあっても、最終的な“落着点”を持っていると見てよいと思う。

その点、事態が流動的に見通しが得にくいのは対米関係である。

1976年に制定された米国の200海里法は、資源を「人類の共有財産」として取り上げようとする国連海洋法の意向を、それなりに色濃くまとっていた。200海里水域を囲い込むが、自国の利用資源以外は外国漁船に使わせるという「余剰原則」は、同法の免罪符でもあったのである。しかし、同法施行後、次々と法改正が行われる。すなわち、1978年8月の「外国船による米国産魚類の洋上加工の規制」1979年8月の「国際捕鯨条約の効果を減殺するような外国に対する漁獲割当て制限」（マグナソン・バックウッド法）、1980年12月の「米国漁業の進展度合いに応じた外国漁船

の縮出し、対外漁獲割当てと水産物貿易のリンクの明確化、入漁料の大幅引上げ」、1984年11月の「米国の裁量による漁獲割当て方式の明確化」(ゴートン・バックウッド法)などである。

米国200海里法の10年の経過は、「余剰原則」の形骸化の歴史であり、200海里資源を政治戦略の手段化する歴史であった。それは、捕鯨問題における対日制裁・対韓優遇割当てといった政治誘導の手段として使われる一方、自国漁業、ジョイントベンチャー、水産物輸出の産業振興ないし誘導の手段として最大限活用されつつある。200海里体制の中で米国は漁業生産を大きく伸ばし、今では世界有数の水産物輸出国になり、しかも、その半ばを日本市場に依存するという特異な展開を見せているのである。

近年における漁獲割当ての削減傾向から、日本漁船は近く米国水域から完全に締め出されるのではないかという懸念がある。しかし反面、米国の対外強制力の源泉はその漁獲割当てそのものである点を考えると、ゼロ割当ては強制力の後退に通ずるという矛盾がある。従って事の

見通しは、市場条件を含む米国漁業の自立の可能性をどう評価するかにかかってくる。

以上に述べて来たような問題状況を踏まえ、今回のシンポジウムでは、次の4報告をもとに総合討論を行い、テーマとした『200海里体制下の漁業再編』の内実の解明に迫りたいと考えている。

- (1) 200海里体制化以降の国際漁業関係の変容 報告者 長谷川 彰
- (2) 200海里体制下における遠洋漁業資本の対応 報告者 岩 崎 寿 男
- (3) 200海里体制下における沿岸・沖合漁業の再編 - 北海道の場合 - 報告者 増 田 洋
- (4) 水産物貿易の構造と問題点 報告者 堀 口 健 治

以上のうち、(1)については、関興一郎氏が協力者となること、また(2)については、岩崎氏が用務等で報告できない場合、平沢豊氏に代ってもらうことが決められている。なお、各報告の題名は仮称であり、変更もあり得ることをお断りしておきたい。

事 務 局 報 告

学会事務局

◎在京理事会報告(60年10月14日)

1. 日本農学会について

日本農学会の評議委員、運営委員が改選されることになり、10月31日に候補者が〆切られます。本学会として、評議委員に二野瓶徳夫氏(本学会代表理事)を推薦することにし、運営委員については、別途考えることとした。

昭和61年度の日本農学会賞に、本学会理事の長谷川彰氏の「漁業管理」- 新水産学全集 35 - (恒星充厚生閣)を推薦することとし

た。

2. 次期大会(第33回)の準備について
第33回大会のシンポジウムテーマを「200海里体制下の漁業再編 - 北太平洋域を中心として - 」とし、①200海里体制の枠組、②対米・加関係、③対ソ関係の3視点から問題を深めていきたい旨の報告が、コーディネーターをお願いした長谷川彰氏からあった。各シンポジウム報告者等詳細については今後つめていくこととした。

◎在京理事会（60年12月10日）

1. 次期大会（第33回）の開催地および開催期日について

第33回大会の開催地として、北海道大学水産学部（函館）とすることは既にお知らせしているが、開催期日を5月30日（金）、31日（土）とすることにした。

2. 学会誌の編集・発行について

既に発行された第30巻第1・2合併号から、学会の自主編集・発行体制で刊行されたが、より充実したものとするために、編集委員会が定期的に開催されていることが報告された。

◎第33回大会の一般報告の募集

第33回大会は、北海道大学水産学部（函館）で5月30日、31日の両日開催することで準備が進められています。つきましては、一般報告の募集をしています。テーマが決まり次第事務局（東水大）まで御一報下さい。会員各位の多数の応募を希望しています。

◎長谷川彰氏（本学会理事）が日本農学賞・読売農学賞を受賞！

来たる4月5日に開催される昭和61年度日本農学大会において、本学会理事の長谷川彰氏（東京水産大学）が漁業管理に関する研究で日本農学賞・読売農学賞を受賞されます。ついては4月5日（土）午前10時から東京弥生会館（千代田線根津駅下車徒歩3分、電話03（823）0841）で受賞者の授賞式と受賞者講演が行われます。午後からはシンポジウム「先端技術による日本農業の展開 — バイオ技術はどう生かすか —」があります。会員多数の御出席をお願いします（会費6,000円）。出席希望の方は、学会事務局（大海原：東京水産大学）まで御一報下さい。

◎日本学術会議より

日本学術会議第99回総会が、10月23～25日の3日間開かれ、今期の活動計画並びに6常置委員会・8特別委員会の設置を決めた。

活動計画とは、①全学問的視野に立つこと、②研究活動を強化すること、③国際協力を拡大すること、③創造性豊かな研究を発展させることの4つの視点に立って立案された。重点目標としては、①人類の福祉・平和及び自然との係わりにおける科学の振興、②創造性豊かな基礎的研究の推進と諸科学の整合的発展、③学術研究の国際性の重視と国際的視野の確立の3つを掲げている。

〔常置委員会〕

- 第1：研究連絡委員会活動活性化の方策及び日本学術会議の組織等に関する事。
第2：学問・思想の自由並びに科学者の倫理と社会的責任及び地位の向上に関する事。
第3：学術の動向の現状分析及び学術の発展の長期的動向に関する事。
第4：創造的研究醸成のための学術体制に関する事及び学術関係諸機関との連携に関する事。
第5：学術情報・資料に関する事。
第6：国際学術交流・協力に関する事。

〔特別委員会〕

- 医療技術と人間の生命特別委員会
生命科学と生命工学特別委員会
高齢化社会特別委員会
生物資源・食糧と環境特別委員会
資源・エネルギーと文化・経済・環境特別委員会
高度情報社会特別委員会
国際的学術研究機構特別委員会
国際協力事業特別委員会

●ジェイムズ・クック奨学金の募集

学会短信No.48

1986. 3.

事務局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

電話 03(471)1251